



# 令和8年度行政ポイント（リスクに備える）※詳しい内容については、担当課へお問い合わせください。

事業・制度名	ポイント付与対象者	事業概要	付与ポイント数	担当課
運転免許自主返納事業	運転免許証を返納した方	運転免許証を自主返納した方に対し、ポイントを付与	10,000/人	交通計画課
防災訓練	自治会・自主防災組織	防災訓練を実施した自治会・自主防災組織に対し、ポイントを付与	3,000/回	地域防災課
防災講話（自治会・自主防災組織主催）	自治会・自主防災組織	防災講演会を開催した自治会・自主防災組織に対し、ポイントを付与	3,000/回	地域防災課
防災講演会（市・自治連共催）	講演会の受講者	市・自治連が開催した防災講演会の参加者に対し、ポイントを付与	100/人	地域防災課
防災啓発イベント	イベントの来場者	市が開催した防災イベントの来場者に対し、ポイントを付与	100/人	地域防災課
市民マナーサポーター	市民マナーサポーターに登録し活動実績のある方へ付与（月上限2,000ポイント）	地域での啓発活動を積極的に企画・実施する等、市民マナー条例の推進をサポートする「市川市市民マナーサポーター」の方へ報償金としてポイントを付与	24,000/人 （年間上限）	市民安全課
ボランティアパトロール加入促進	ボランティアパトロールに新規登録した市民	地域の犯罪に対する抑止力を高め、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図るため、ボランティアパトロールに新規登録した市民に対し、ポイントを付与	500/人	市民安全課
市民防犯講演会	防犯講演会の参加者	防犯意識向上のため、防犯講演会の参加者に対し、ポイントを付与	100/人	市民安全課
市民防犯講演会（学生ボランティア）	防犯講演会の手伝いをした学生	防犯講演会の手伝いをした学生に対し、ポイントを付与	500/人	市民安全課
出前防犯講座	防犯講座の参加者	防犯意識向上のため、防犯講座の参加者に対し、ポイントを付与	100/人	市民安全課
市民マナー条例協力団体加入促進	新規登録団体	新たにマナー条例協力団体へ加入した団体に対し、ポイントを付与	3,000/回	市民安全課
街の安全パトロール	夜間パトロールの参加者	市が主催して行う、市内駅周辺の夜間パトロールの参加者に対し、ポイントを付与	500/人	市民安全課
青色防犯パトロール団体加入促進	新規登録団体	新たに青色防犯パトロール団体へ加入した団体に対し、ポイントを付与	3,000/回	市民安全課
防犯・マナー条例啓発キャンペーン	啓発活動協力者	市と共に啓発活動を行った協力者に対し、ポイントを付与	500/人	市民安全課